平成２０年（フ）第１２３９号
熊本県八代市松崎町579番地４
破産者　下住　静子
１　決定年月日　平成21年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第７５８号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水5900番地406
破産者　平田　　仁
１　決定年月日　平成21年８月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成１８年（フ）第１１２０号
大分市大道町２丁目３番12号
破産者　小野　登也
１　決定年月日　平成21年８月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２０年（フ）第３２７号
埼玉県大里郡寄居町大字藤田312番地
破産者　株式会社加藤建設
１　破産債権の届出期間　平成21年10月16日まで
２　一般調査期日　平成21年12月１日午前11時30分
平成21年８月20日
さいたま地方裁判所熊谷支部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第５７７号
愛知県岡崎市中島町字荒井前33番地　Ｃｌａｓｓｅｅｄ　Ａ―101
破産者　福井　仁敏
１　期日　平成21年10月26日午後２時50分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年８月20日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２０年（フ）第１８３号
宮崎市田吉291―３　レビラージュ601、住民票上の住所宮崎県宮崎郡清武町大字加納甲219番地１
破産者　山田　和弘
１　期日　平成21年10月２日午前10時15分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年８月20日　　宮崎地方裁判所破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第３５８号
山口市矢原1149―７、住民票上の住所山口県萩市大字吉部上2871番地
破産者　矢次　雅路
異議申述期間　平成21年９月24日まで
平成21年８月18日
山口地方裁判所民事部破産係

平成１７年（フ）第７０５号
熊本市尾ノ上３丁目６番２号
破産者　有限会社なごみ
異議申述期間　平成21年10月７日まで
平成21年８月19日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９号
熊本県人吉市下林町1979番地10
破産者　愛甲喜美子
異議申述期間　平成21年10月13日まで
平成21年８月20日　熊本地方裁判所人吉支部

平成２０年（フ）第１０５４号
熊本県宇土市戸口町27番地９号
破産者　中本　隆敏
異議申述期間　平成21年10月16日まで
平成21年８月20日
熊本地方裁判所民事第１部

免責許可決定

平成２１年（フ）第１１５６号
福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番８―407号
破産者　濵武　美幸
１　決定年月日　平成21年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１１５７号
福岡県古賀市花鶴丘２丁目１番８―407号
破産者　濵武　孝幸
１　決定年月日　平成21年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

免責決定確定

平成１４年（モ）第５２２３号
（平成１４年（フ）第１０４号）
富山県中新川郡立山町大島39番地
破産者　大嶋　　寛
１　主文　破産者を免責する。
２　決定確定日　平成21年８月13日
富山地方裁判所民事部

平成１５年（モ）第５１６９号
（平成１５年（フ）第１１８号）
富山県滑川市柳原803番地２、前住所富山市稲荷元町２丁目７番10―306号　サンシャイン88
破産者　脇坂　　進
１　主文　破産者を免責する。
２　決定確定日　平成21年７月７日
富山地方裁判所民事部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第１号
高知県高岡郡佐川町甲1786番地
清算株式会社　株式会社春日
代表清算人　柴野　高之
１　決定年月日　平成21年８月13日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
高知地方裁判所須崎支部

監 督 命 令

平成２１年（再）第４号
兵庫県芦屋市楠町８番16号
再生債務者　株式会社関西マルキン
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区北浜２丁目２番21号　中央三井信託ビル７階　弁護士法人第一法律事務所　弁護士　宮本　圭子
平成21年８月18日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（再）第５号
兵庫県芦屋市楠町８番16号
再生債務者　株式会社栄大商事
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市中央区北浜２丁目２番21号　中央三井信託ビル７階　弁護士法人第一法律事務所　弁護士　宮本　圭子
平成21年８月18日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（再）第１号
高知県吾川郡仁淀川町大崎275番地１
再生債務者　株式会社吾川森林
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　高知市本町５丁目２番17号　高知本町ビル２階　岡村・長山法律事務所　弁護士　岡村　直彦
平成21年８月18日　高知地方裁判所須崎支部

監督命令取消

平成２１年（再）第１号
北海道滝川市明神町３丁目１番15号
再生債務者　株式会社千田組
主文　平成21年２月２日にした監督命令を取り消す。
平成21年８月18日　札幌地方裁判所滝川支部

再生手続開始

平成２１年（再）第３号
栃木県宇都宮市一条１丁目５番４号
再生債務者　岸　　昭
１　決定年月日時　平成21年８月19日午後４時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年９月24日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成21年10月27日から平成21年11月４日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部